

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市規則第 2 6 号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和 3 2 年規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を次のように改める。

（届出）

第 7 条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を市長が定める様式の扶養親族認定申請書により任命権者に届け出なければならない。

（1）新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

（2）扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（条例第 7 条第 2 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に掲げる扶養親族が、満 2 2 歳に達した日以後の最初の 3 月 3 1 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第 1 号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 1 5 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用

する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 条例第7条第2項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員が8級職員以外の職員となった場合
- (4) 条例第7条第2項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族で第1項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員以外のものが8級職員となった場合
- (5) 条例第7条第2項第1号に該当する扶養親族で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第9条中「100分の6」を「100分の4」に改める。

第10条中「条例第7条の2第1項」を「第7条第1項」に改める。

第35条第1項の表中「指導主事」を削る。

第37条第2項中「第14条の2第3項第1号」を「第14条の2第3項」に改める。

第40条第2号中ロを削り、ハをロとし、ニをハとする。

第45条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日から令和8年3月31日までの間における改正後の給料等の支給に関する規則第9条の規定の適用については、同条第1項中「100分の4」とあるのは、「100分の5」とする。